

竜美ヶ丘小児科が“かかりつけ医”とされている方 集まれ！

※令和2年4月13日（月曜日）から開始



平成28年から始まったこの制度、登録の有無で診療に差ができることは、ありえないこと
お父さんお母さんが最も良いと思われる時に最も良いと思う医療機関を受診できることは、
子どもにとって最大の利点の一つ。だから、この制度を当院は取りませんでした。

しかし、これから医療を取り巻く状況が大きく変わっていきそうです。その中で、お父さんお母さんと一緒に子どもがこの先の将来にわたって健やかに育ち安心して子育てできるよう、これまで以上にお子さんのかかりつけ医として自覚し、より繋がりが持てるようにするために登録制度を始めることにしました。



厚生労働の条件

6歳未満に算定（6歳以上は6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る）

1. 患者の同意を得た上で、緊急時や明らかに専門外の場合等を除き継続かつ全人的な医療を行うことについて評価したものであり、原則として1人の患者につき1カ所の保険医療機関が算定する。
2. 4回以上受診（予防接種を含む）した未就学児の患者
3. 以下の指導等をを行うこと
 - 急性疾患を発症した際の対応の仕方
 - アトピー性皮膚炎、喘息などの乳幼児によくみられる慢性疾患の管理等、療養上必要な指導と診療を行う
 - 受診している全ての医療機関の医療情報の把握
 - 必要に応じて専門的な医療を要する場合は、紹介等行う
 - 健康診査の受診状況と結果の把握と共に、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じる
 - 予防接種状況、有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行う
 - 電話等による緊急の相談に対して常時行う。又は、夜間・休日の小児科外来診療を担当する医療機関又は#8000を案内することも可能
 - 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正使用の普及啓発に資する取組み

いつも願いは、子ども達の健やかな成長！
一緒に色々なことを考えて
かかりつけ医として
子どもの安全を第一に考え
ステップUPしていきたい
だから、たくさんの方に
登録してほしい！

